

団体の貯金をご利用のお客さまへ

各種団体等(人格なき社団)の通帳を作成、又はその代表者等を変更する場合、以下の書類が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

★規約

規約等の記載事項に必要な項目は最低限以下のとおりです。

- 団体の名称及び所在地
- 団体の設立年月日
- 団体の目的及び構成員の資格
- 記載内容の代表者等の証明
(記載内容が正しい旨並びに代表者等の住所氏名及び印章の押印)

★代表者個人の本人確認書類

★実際にご来局される方の本人確認書類

住所氏名及び生年月日が記載された公的書類書類(有効期間内に限る)

- 運転免許証
- 各種保険証
- 旅券(パスポート) 等

預入申込書記載例

1000000000 100000	
(06-1234-5678)	大阪府大阪市〇〇区▲▲町1-2-3
ABC会	代表者 一姫 二太郎
有 無	有 無

代表者変更届書記載例

改印 住所移転 届書 氏名変更	
14100	12345671
大阪府大阪市〇〇区▲▲町1-2-3	ABC会 一姫 二太郎
代表者 海老一 太郎	

注: 人格なき社団とは
団体としての要件を備え、多数決原理が行われ構成員の変更に関わらず団体が存続し、その組織において代表者の方法、総会の運営、財産の管理等団体の主要な点が確定している団体です。
上記の要件を備えていないものにつきましては個人名義の口座でご利用ください。

規約の例

ABC会規約

- 第1条 (目的) この会は会員相互の福利厚生を図り、会員に共通する問題を解決することを目的とする。
- 第2条 (名称) この会をABC会とする。
- 第3条 (所在地) この会の事務局は大阪市〇〇区▲▲町1-2-3に置く。
- 第4条 (会員) この会の会員はABC株式会社営業課職員とする。
- 第5条 (役員) この会に次の役員をおく。
代表 1名
副代表 1名
会計 1名
- 第6条 (役員任期) 役員任期は1年とする。
- 第7条 (代表) 代表は会を代表し運営する。
副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。
- 第8条 (運営) 毎年2回総会を実施し、この会の重要事項等を審議する。
議事は会員の過半数をもって決定する。
- 第9条 (会費) 会員は、この会の運営のために、毎月月末に2,000円を負担する。

付則

- ① 会の役員は以下の会員とする
代表 大阪市□□区★★町4-5-6 一姫 二太郎
副代表 大阪市◎◎区▼▼町7-8-9 海老一 太郎
会計 大阪市※※区**町3-2-1 会計 花子
- ② この規約は平成15年3月20日から摘要する。

上記記載内容に相違ありません。

大阪市□□区★★町4-5-6
ABC会代表 一姫 二太郎

住所と氏名は自筆記入

